

○希少疾病用医薬品の指定取消しについて

(平成16年4月21日)

(薬食審査発第0421001号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2の4の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第77条の2の5の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定が取消されたので通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(6薬A)第55号	乾燥濃縮人活性化血液凝固第Ⅶ因子	インヒビターを保有する血液凝固第Ⅷ因子欠乏(血友病A)患者又は第Ⅸ因子欠乏(血友病B)患者の出血抑制	財団法人化学及血清療法研究所
(6薬A)第66号	ブロピリミン	膀胱上皮内癌	ファイザー株式会社 株式会社ヤクルト本社

○希少疾病用医薬品の指定取消しについて

(平成16年4月21日)

(薬食審査発第0421002号)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2の4の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第77条の2の5の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定が取消されたので通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(6薬A)第55号	乾燥濃縮人活性化血液凝固第Ⅶ因子	インヒビターを保有する血液凝固第Ⅷ因子欠乏(血友病A)患者又は第Ⅸ因子欠乏(血友病B)患者の出血抑制	財団法人化学及血清療法研究所
(6薬A)第66号	ブロピリミン	膀胱上皮内癌	ファイザー株式会社 株式会社ヤクルト本社

○希少疾病用医薬品の指定取消しについて

(平成16年4月21日)

(薬食審査発第0421003号)

(日本製薬団体連合会長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

今般、別添写しの通り各都道府県衛生主管部(局)あてに通知したので、御了知願いたい。

○希少疾病用医薬品の指定取消しについて

(平成16年4月21日)

(薬食審査発第0421003号)

(各地方厚生局長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

今般、別添写しの通り各都道府県衛生主管部(局)あてに通知したので、御了知願いたい。

(別記)

日本製薬団体連合会長
各地方厚生局長